

教第86号議案

神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則及び神戸市立特別支援学校学則の一部を改正する規則の件

神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則及び神戸市立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年3月8日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則及び神戸市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

(特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則(平成17年3月教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(准校長)

第13条の2 いぶき明生支援学校に准校長を置く。ただし、特別の事情がある場合は、准校長を置かないことができる。

2 准校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 准校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

第14条の2第2項中「校長」の次に「，准校長」を加える。

(特別支援学校学則の一部改正)

第2条 神戸市立特別支援学校学則(平成19年3月教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

神戸市立垂水養護学校	肢体不自由者	幼稚部	(1年)
		小学部	6年

		中学部	3年
		高等部	3年
神戸市立青陽西 養護学校	知的障害者	小学部	6年
		中学部	3年
		高等部	3年

を

「

神戸市立いぶき 明生支援学校	肢体不自由者	幼稚部	(1年)
	知的障害者及 び肢体不自由 者	小学部	6年
		中学部	3年
		高等部	3年

に

改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

理 由

垂水養護学校及び青陽西養護学校を廃止し、いぶき明生支援学校を設置するにあたり、規則を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(准校長)

第13条の2 いぶき明生支援学校に准校長を置く。

ただし、特別の事情がある場合は、これを置かないことができる。

2 准校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 准校長は、校長に事故があるときは、その職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

(主幹教諭)

第14条の2 略

2 主幹教諭は、円滑な学校運営の推進等のため、校長____及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに幼児、児童又は生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる。

3 略

, 准校長

(参考 2)

神戸市立特別支援学校学則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表

項目 学校名	対象者	設置部科	修業年限
略	略	略	略
神戸市立垂水 養護学校	肢体不 自由者	幼稚部	(1年)
		小学部	6年
		中学部	3年
		高等部	3年
神戸市立青陽 西養護学校	知的障 害者	小学部	6年
		中学部	3年
		高等部	3年
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____

_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
神戸市立いぶ き明生支援学 校	肢体不 自由者	幼稚部	(1年)
		小学部	6年
	知的障 害者及 び肢体 不自由 者	中学部	3年
		高等部	3年